

議 事 録 抄 本

令和 6 年 6 月

福崎町農業委員会

令和6年6月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 6月21日(金) 15:00～

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田 伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 蕨内事務局長、吉田課長、豊國、和田

【欠席者】 なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
1番 牛尾 敏博	15番 岡 幸司

【署名人】

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一
----------	----------

<案件>

議案第11号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会許可) 2件

議案第12号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 2件

議案第13号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(改正
附則第5条第1項による経過措置) (利用権の設定) 1件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について 1件

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について 7件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会6月定例会を開催します。

本日欠席者の連絡はございません。農業委員定数12人中12人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一
----------	----------

委員をお願いします。議案第11号から議案第13号に至る3議案、報告事項3件について審議願います。

それでは、はじめに議案第11号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第11号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会許可)

(事務局) 2番:資料1・2ページをご覧ください。願出地は、[REDACTED] 東大貫の交差点から北東約490m、[REDACTED] 東大貫の交差点から北約360mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、昭和55年10月の航空写真により山林となっていると判断しています。既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

3番:資料3・4ページをご覧ください。願出地は、福田公民館から北約420mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、平成11年5月の航空写真により宅地となっていると判断しています。既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。また、地籍図の中には水路の表記がありますが、

現存しないため払い下げの手続きをされる予定です。20 年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 11 号 2 件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(委 員) 2 番：現地では、[] は竹林となっており [] は山林であることを確認しました。
現地調査班では、農地に該当しないと判断しています。

3 番：現地では、庭となっていることを確認しました。
現地調査班では、特に問題ないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 11 号 2 件について、質疑はありませんか。

< なし >

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 11 号 2 件について、討論はありませんか。

< なし >

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 11 号 2 件について、賛成の方は挙手願います。

< 挙手多数 >

[賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 11 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 2 件について、原案の通り証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 5番：資料5・6ページをご覧ください。申請地は、八千種小学校の南東約500mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。譲渡人の[]が、農地の管理に困っていたところ、譲受人である[]が一体的に管理・耕作するため購入しようと今回の申請が出てきています。[]は申請地の北側に農地を最近相続し、所有しています。取得後は畑として野菜を栽培する予定です。周辺農地を集約した農家はおらず、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

6番：資料7ページをご覧ください。申請地は、福伸電機(株)田口工場から北約130mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。譲渡人の[]が、農地の管理に困っていたところ、譲受人の[]との間で話がまとまりました。[]は、以前から農業に携わりたいと考えており、農地売買の話があったため、会社の近くというのもあり購入されました。取得後は水稻をする予定です。

周辺農地を集約した農家はおらず、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第12号 2件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(牛尾委員) 5番：現地では、草刈りされ整備もされていたことを確認しました。現地調査班では、特に問題ないと判断しています。

6番：現地では、草刈りしてあることを確認しました。現地調査班では、特に問題はないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第12号 2件について、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

(前田委員) 議案12号の5番、面積2反ほどの庄にある2筆で譲受人がうちの村の人で[]なんですが、ほんとに管理できるんですか。窓口には代理人か本人どちらが来たんですか。

(事務局) 代理人・本人どちらも来られています。

(前田委員) 写真を見ると草は刈られている。畑をするとしても耕うん機などを持ってくるんやろうけど、今まで所有していた[]がほったらかしにしていた土地を[]が管理して少しでもましになるなら庄としても嬉しいわな。

そやけど、この人そんなにするような人じゃないんやけどな。70 歳になってから土地を買い回ってどないするんやろうか。その辺のどこ聞いてくれたか。

(事務局) 近所の人に手伝ってもらいながら農業するということを言われてました。[] から相続した農地ではなく、元々所有してる [] 名義の農地は息子さんが帰ってきて 2・3 日で田植えを終わらせてしまうとおっしゃってましたし、[] でいろんな活動グループを作られているみたいで、その方たちに草刈りを手伝ってもらったり農業体験をしてもらうことで労働力を確保しているとおっしゃってました。

(前田委員) [] の前にも田んぼが 3 反ほどあるんやけど、ほったらかしやからな。2 ヶ月か 3 ヶ月前にも農業委員会で申請があったやろ。反対はしないが疑問が残る。ほっておくより、農地としてましになったらいいという気ではないけど。尾内推進委員も気にかけて見といて。

(議長) 他に質疑等ありませんか。

<なし>

ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 12 号 2 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 12 号 2 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 2 件について、原案の内容で許可することといたします。

(議長) 次に、議案第 13 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

議案第 13 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (改正附則第 5 条第 1 項による経過措置) (利用権の設定)

(事務局) 議案 8・9 ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田

4,568 m²、1 件です。
以上です。

（議 長） 議案第 13 号について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

< 山口委員 退席 >

（議 長） 議案第 13 号 1 件について質疑はありませんか。

< なし >

（議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 13 号 1 件について、討論はありませんか。

< なし >

（議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 13 号 1 件について、賛成の方は挙手願います。

< 全員挙手 > [賛成 10：反対 0]

（議 長） 挙手全員でございますので、議案第 13 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第 5 条第 1 項による経過措置）1 件について、原案の内容で決定することといたします。

< 山口委員 着席 >

（議 長） 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

（事務局） 報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

10 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 1 件出たことを報告します。

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

11 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 6 件、耕作面積証明を 1 件、計 7 件を発行したことを報告します。

報告第 3 号 農地法第 6 条に基づく報告書の確認について

12 ページをお開きください。農事組合法人 鍛冶屋宮農組合から令和 6 年 5 月 17 日付けで、株式会社八千種宮農から令和 6 年 5 月 30 日付けで、事業状況等の報告書が提出され、それにより、農地所有適格法人要件確認書を作成し、適格法人である要件を確認したことを報告します。

説明は以上となります。

(議 長) 報告事項について、質疑はありませんか。

< なし >

< 15:20 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・7 月 22 日 (月) 15 時 00 分から

署 名 人	牛尾 敏博
署 名 人	高岡 俊一